

議案第18号

日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月7日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正が必要な理由と概要

1 改正の理由と内容

平成30年4月1日施行の介護保険法の一部改正により、認知症の定義が「第5条の2」から「第5条の2第1項」に改正される。

条例第59条の9第6号で引用している認知症の定義の条項を「第5条の2」から「第5条の2第1項」に改正する。

条例第59条の9第6号において認知症の定義を規定しているため、第60条において規定する認知症の定義を削る。

2 附則

平成30年4月1日から施行する。

日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>	<p>(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)</p> <p>第59条の9 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。</p> <p>第60条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。